

建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版（第2版） 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正
2	1	1	1.1.2	用語の定義	(#)	発年月日が記載され、 署名又は押印された 文書をいう。	発年月日及び氏名が記載された文書をいう。
3	1	1	1.1.5	書面の書式及び取扱い	(2)		(2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
3	1	1	1.1.5	書面の書式及び取扱い	(2)	(2)	(3)
67	1	2	1.2.3	工事の記録	表1.2.1の表中	官公庁届出書類、調査調書、 検査調書 、同内訳書等	官公庁届出書類、調査調書、同内訳書等
68	1	3	1.3.1	施工管理	表1.3.1の表中	主任技者	主任技 者 士
69	1	3	1.3.1	施工管理	表1.3.2の表中	とび・土 工 工業業及び	とび・土 木 工業業及び
69	1	3	1.3.1	施工管理	表1.3.2の(注)3.	官報 広 告	官報 公 告
70	1	3	1.3.1	施工管理	(2)(4)(c)③	元請の場合は契約工期間、	元請の場合は契約工 期 間、
85	1	5	1.5.2	技能士	(2)	組立・解体・土 止 めなどの	組立・解体・土 留 めなどの
117	3	8	3.8.2	躯体の解体	(5)(4)	(h) (i)	(g) (h)
128	3	9	3.9.1	基礎等	(2)	山留を設置する場合は2章4節による。	山留 め を設置する場合は2章4節による。
156	5	3	5.3.1	特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託	(5)	電子マニフェストの仕様が義務付けられている。	電子マニフェストの仕様が義務付けら れ ている。
158	5	4	5.4.1	特別管理産業廃棄物の処理等	(3)(7)(b)	個所数を監督職員との協議により決定する。	箇所数を監督職員との協議により決定する。
160	5	4	5.4.1	特別管理産業廃棄物の処理等	(5)	臭化リチウム水溶液等の、	臭化リチウム水溶液等 は 、
160	5	4	5.4.1	特別管理産業廃棄物の処理等	(6)	(平成13年4月25日 厚生労働省 基 基安発20号、	(平成13年4月25日 厚生労働省基安発20号、
165	5	4	5.4.1	特別管理産業廃棄物の処理等	PCB（ポリ塩化ビフェニル）について(5)(7)(c)⑩	委 託 託業務終了時の	委託業務終了時の
166	5			参考	下から2番目の・	PCBが検出された事 業 について」	PCBが検出された事 案 について」
183	6	2	6.2.6	表示及び掲示	(4)	届出者氏名実施期間、作業の方法等の	届出者氏名、 実 実施期間、作業の方法等の
186	6	2	6.2.7	保護具等	(7)	石綿含有吹付け材の、隔離された作業場内での	隔離された作業場内で石綿含有吹付け材 の
189	6	3	6.3.2	工法		作業基準を 順 守するなど	作業基準を 遵 守するなど
196	6	5	6.5.4			除去した石綿含有石綿板の保管、運搬及び処分等	除去した石綿含有 成 成型板の保管、運搬及び処分等
197	6	5	6.5.4	除去した石綿含有成型板の保管、運搬及び処分等	(4)(4)(b)	溶解施設における 溶 解又は	溶解施設における 溶 解又は
198	6			参考文献	建築物における建築副産物管理マニュアル・同解説（平成18年）	(一 財) 公共建築協会	(一 社) 公共建築協会
208	7			参考	下から3番目の・	PF0含有廃棄物処理技術的留意事項（平成23年3月 環境省）	PF0含有廃棄物 の 処理に関する技術的留意事項（平成23年3月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 ）